

入札公告（説明書）

令和5年7月21日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 田仲 博幸

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和4年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	常磐自動車道 上田郷地区のり面対策工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 東北支社長 田仲 博幸
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1 J R 仙台イーストゲートビル 12 階 (電話) 022-395-7641 (電子メールアドレス) ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	材料価格等の閲覧	閲覧資料の有無：「無」

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 5 年 8 月 4 日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 5 年 8 月 4 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 2-7 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書様式 1 (2) 競争参加資格確認申請書様式 2 (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 5 年 9 月 7 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和5年9月13日 16時00分 ※共通入札公告2-8に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） (3) 総合評定値通知書（経審）の写し
2-14	開札日時	令和5年9月14日 10時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和5年8月30日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面をMicrosoft Word等により作成したファイルを記録したCD-Rも提出すること。 なお、質問書面には会社名及び提出日を記載すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】</p>

		質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間①（設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の閲覧期間②（材料価格等）	本件競争入札においては非該当

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

東北支社においては、令和5年4月以降に入札公告する案件（一部案件を除く）から、条件付一般競争入札（指名併用型）の競争参加資格要件に「電子入札システムの利用者登録が完了していること」を追加いたしました。電子入札システムの利用者登録は簡単で、費用も低廉です。ぜひ登録をお願いします。（ICカードをお持ちの場合は即日登録完了。ICカード未保有の場合はカード準備のため1か月程度で登録完了。）

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		常磐自動車道 上田郷地区のり面対策工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績II型)	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	無	実績価格調査票の提出の有無	-
	入札ボンド	無		
	履行ボンド	有		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和2・3年度の工事種別(土木工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	土木工事	
		等級区分又は競争参加資格の区分	B。なお、単体の競争参加のみとし混合は認めない。	
	施工実績	対象となる施工実績	平成20年4月1日以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 のり面工事	
		同種工事	ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り 企業の施工実績として認める。	
		同種工事(緩和)	※本件競争入札においては非該当	
		対象となる納入実績等	※本件競争入札においては非該当	
	納入実績等	同種機器	※本件競争入札においては非該当	
		支援体制	※本件競争入札においては非該当	
		地域要件等	※本件競争入札においては非該当	
本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) -	受注者名) -	
		業務名) -	受注者名) -	
	施工管理業務の受注者	業務名) -	受注者名) -	
		業務名) -	受注者名) -	
	その他	-		
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)	-
			対象となる後発工事名(その2)	-

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型 II型			技術評価点（満点）		10点																																																																																																																																																																	
評価項目		評価基準																																																																																																																																																																				
施工の確実性		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																																																																																																				
企業	同種工事の工事成績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">評価点 = 配点 (4点) × $\frac{\text{(同種工事実績の工事成績評定点-70)}}{20}$ × 係数 a (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td></tr> <tr> <td colspan="2">係数 aの設定は下記のとおり</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>同種工事の受渡しが平成30年4月1日以降である場合</th> <th>同種工事の受渡しが平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、又は西日本高速道路株式会社の発注工事</td><td>1</td></tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点 = 配点 (4点) × $\frac{\text{(同種工事実績の工事成績評定点-70)}}{20}$ × 係数 a (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)		係数 aの設定は下記のとおり		<table border="1"> <thead> <tr> <th>同種工事の受渡しが平成30年4月1日以降である場合</th> <th>同種工事の受渡しが平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、又は西日本高速道路株式会社の発注工事</td><td>1</td></tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		同種工事の受渡しが平成30年4月1日以降である場合	同種工事の受渡しが平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合	① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、又は西日本高速道路株式会社の発注工事	1	② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	③ 上記に該当しない	0																																																																																																																																																
評価基準																																																																																																																																																																						
評価点 = 配点 (4点) × $\frac{\text{(同種工事実績の工事成績評定点-70)}}{20}$ × 係数 a (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																																																																																																																						
係数 aの設定は下記のとおり																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>同種工事の受渡しが平成30年4月1日以降である場合</th> <th>同種工事の受渡しが平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、又は西日本高速道路株式会社の発注工事</td><td>1</td></tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		同種工事の受渡しが平成30年4月1日以降である場合	同種工事の受渡しが平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合	① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、又は西日本高速道路株式会社の発注工事	1	② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	③ 上記に該当しない	0																																																																																																																																																													
同種工事の受渡しが平成30年4月1日以降である場合	同種工事の受渡しが平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合																																																																																																																																																																					
① 同種工事実績がNEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、又は西日本高速道路株式会社の発注工事	1																																																																																																																																																																					
② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5																																																																																																																																																																					
③ 上記に該当しない	0																																																																																																																																																																					
<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。 ② 成績評定点が70点以下の場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。 ③ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能な機関をいう。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。 																																																																																																																																																																						
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準 / 評価点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表彰対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">③ 上記に該当しない</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表彰時期</th><th colspan="2">表彰日が平成30年4月1日以降である場合</th><th colspan="2">表彰日が平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td colspan="2">1点</td><td colspan="2">0.5点</td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td colspan="2">0.5点</td><td colspan="2">0.25点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="5"> <p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一工事種別とは、発注予定工事と競争参加資格における工事種別が同一であることをいう。なお、発注予定工事の工事種別が「土木工事」又は「土木補修工事」の場合は、評価対象とする表彰実績の工事種別は「土木工事」及び「土木補修工事」とする。 ② 表彰実績は1件のみ提出を認めること。複数の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ④ 表彰が工事未履行した事業者に対するものであること。 ⑤ 優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、又は優良工事」等としての表彰であること。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による外部表彰には感謝状を含む。 ⑦ NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による罰徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされた工事の表彰実績（上記⑤を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。 </td></tr> <tr> <td colspan="5">提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</td></tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況</td><td colspan="2">左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している</td><td colspan="2">2点</td></tr> <tr> <td colspan="2">品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況</td><td colspan="2">左記のマネジメントシステムを1つ取得している</td><td colspan="2">1点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">左記のマネジメントシステムを取得していない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="5"> <p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であつて、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。 </td></tr> <tr> <td colspan="5">提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</td></tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合</td><td colspan="2">2点</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本への平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了した者のみを対象とする。履行中のものは対象としない）</td><td colspan="2">1点</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="5"> <p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式「工事・調査等」又は災害復旧方式【简易型】「物品・役務」に基づき契約したものという。 ② 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があつた場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 ③ NEXCO東日本への災害協力実績がある場合は、工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など）を添付すること。なお、添付されていない場合は「0点」で評価する。 ④ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ⑤ NEXCO東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑥ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 </td></tr> <tr> <td colspan="5">提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。</td></tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td><td colspan="2">どちらの条件も満たす</td><td colspan="2">1.0点</td></tr> <tr> <td colspan="2">②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある</td><td colspan="2">どちらか一方を満たす</td><td colspan="2">0.5点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">③どちらも該当なし</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="5"> <p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。 ② なお、履行が確認できない場合については、工事請負契約書第26条の2（評価項目未履行の場合の措置）の取扱いに基づき対応するものとする。 </td></tr> </tbody> </table>	評価基準 / 評価点		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表彰対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">③ 上記に該当しない</td></tr> </tbody> </table>					表彰対象		① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		③ 上記に該当しない		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表彰時期</th><th colspan="2">表彰日が平成30年4月1日以降である場合</th><th colspan="2">表彰日が平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td colspan="2">1点</td><td colspan="2">0.5点</td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td colspan="2">0.5点</td><td colspan="2">0.25点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					表彰時期		表彰日が平成30年4月1日以降である場合		表彰日が平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合		① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		1点		0.5点		② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		0.5点		0.25点		③ 上記に該当しない		0点				<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一工事種別とは、発注予定工事と競争参加資格における工事種別が同一であることをいう。なお、発注予定工事の工事種別が「土木工事」又は「土木補修工事」の場合は、評価対象とする表彰実績の工事種別は「土木工事」及び「土木補修工事」とする。 ② 表彰実績は1件のみ提出を認めること。複数の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ④ 表彰が工事未履行した事業者に対するものであること。 ⑤ 優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、又は優良工事」等としての表彰であること。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による外部表彰には感謝状を含む。 ⑦ NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による罰徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされた工事の表彰実績（上記⑤を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。 					提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況</td><td colspan="2">左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している</td><td colspan="2">2点</td></tr> <tr> <td colspan="2">品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況</td><td colspan="2">左記のマネジメントシステムを1つ取得している</td><td colspan="2">1点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">左記のマネジメントシステムを取得していない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点		配点		品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況		左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している		2点		品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況		左記のマネジメントシステムを1つ取得している		1点		左記のマネジメントシステムを取得していない		0点				<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であつて、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。 					提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合</td><td colspan="2">2点</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本への平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了した者のみを対象とする。履行中のものは対象としない）</td><td colspan="2">1点</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点		配点		① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合		2点				② NEXCO東日本への平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了した者のみを対象とする。履行中のものは対象としない）		1点				③ 上記に該当しない		0点				<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式「工事・調査等」又は災害復旧方式【简易型】「物品・役務」に基づき契約したものという。 ② 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があつた場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 ③ NEXCO東日本への災害協力実績がある場合は、工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など）を添付すること。なお、添付されていない場合は「0点」で評価する。 ④ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ⑤ NEXCO東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑥ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 					提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td><td colspan="2">どちらの条件も満たす</td><td colspan="2">1.0点</td></tr> <tr> <td colspan="2">②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある</td><td colspan="2">どちらか一方を満たす</td><td colspan="2">0.5点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">③どちらも該当なし</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点		配点		①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある		どちらの条件も満たす		1.0点		②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある		どちらか一方を満たす		0.5点		③どちらも該当なし		0点				<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。 ② なお、履行が確認できない場合については、工事請負契約書第26条の2（評価項目未履行の場合の措置）の取扱いに基づき対応するものとする。 				
評価基準 / 評価点																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表彰対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">③ 上記に該当しない</td></tr> </tbody> </table>					表彰対象		① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		③ 上記に該当しない																																																																																																																																																											
表彰対象																																																																																																																																																																						
① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績																																																																																																																																																																						
② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績																																																																																																																																																																						
③ 上記に該当しない																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表彰時期</th><th colspan="2">表彰日が平成30年4月1日以降である場合</th><th colspan="2">表彰日が平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td colspan="2">1点</td><td colspan="2">0.5点</td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績</td><td colspan="2">0.5点</td><td colspan="2">0.25点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					表彰時期		表彰日が平成30年4月1日以降である場合		表彰日が平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合		① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		1点		0.5点		② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		0.5点		0.25点		③ 上記に該当しない		0点																																																																																																																																											
表彰時期		表彰日が平成30年4月1日以降である場合		表彰日が平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の場合																																																																																																																																																																		
① NEXCO東日本の社長表彰による外部表彰又は支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		1点		0.5点																																																																																																																																																																		
② NEXCO東日本の支社長による外部表彰又は事業所長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績		0.5点		0.25点																																																																																																																																																																		
③ 上記に該当しない		0点																																																																																																																																																																				
		<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一工事種別とは、発注予定工事と競争参加資格における工事種別が同一であることをいう。なお、発注予定工事の工事種別が「土木工事」又は「土木補修工事」の場合は、評価対象とする表彰実績の工事種別は「土木工事」及び「土木補修工事」とする。 ② 表彰実績は1件のみ提出を認めること。複数の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ④ 表彰が工事未履行した事業者に対するものであること。 ⑤ 優秀工事等の表彰とは、各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、品質管理優秀工事、又は優良工事」等としての表彰であること。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による外部表彰には感謝状を含む。 ⑦ NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による罰徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があつたとされた工事の表彰実績（上記⑤を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。 																																																																																																																																																																				
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況</td><td colspan="2">左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している</td><td colspan="2">2点</td></tr> <tr> <td colspan="2">品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況</td><td colspan="2">左記のマネジメントシステムを1つ取得している</td><td colspan="2">1点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">左記のマネジメントシステムを取得していない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点		配点		品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況		左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している		2点		品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況		左記のマネジメントシステムを1つ取得している		1点		左記のマネジメントシステムを取得していない		0点																																																																																																																																											
評価基準		評価点		配点																																																																																																																																																																		
品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況		左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している		2点																																																																																																																																																																		
品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況		左記のマネジメントシステムを1つ取得している		1点																																																																																																																																																																		
左記のマネジメントシステムを取得していない		0点																																																																																																																																																																				
		<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であつて、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合、評価しない。 																																																																																																																																																																				
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合</td><td colspan="2">2点</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">② NEXCO東日本への平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了した者のみを対象とする。履行中のものは対象としない）</td><td colspan="2">1点</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4">③ 上記に該当しない</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="4"></td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点		配点		① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合		2点				② NEXCO東日本への平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了した者のみを対象とする。履行中のものは対象としない）		1点				③ 上記に該当しない		0点																																																																																																																																											
評価基準		評価点		配点																																																																																																																																																																		
① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績（受渡が完了したもののみを対象とする。履行中のものは対象としない）である場合		2点																																																																																																																																																																				
② NEXCO東日本への平成25年4月1日から平成30年3月31までの間の災害協力実績である場合（受渡が完了した者のみを対象とする。履行中のものは対象としない）		1点																																																																																																																																																																				
③ 上記に該当しない		0点																																																																																																																																																																				
		<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急災害復旧工事等とは、「東日本高速道路株式会社契約事務処理要領」に規定される災害復旧方式「工事・調査等」又は災害復旧方式【简易型】「物品・役務」に基づき契約したものという。 ② 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があつた場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 ③ NEXCO東日本への災害協力実績がある場合は、工事名、発注者名、工期、履行箇所、受渡時期等、災害協力の実績が確認できる書類の写し（依頼書及び承諾書、発注書及び受渡書、又は契約書など）を添付すること。なお、添付されていない場合は「0点」で評価する。 ④ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ⑤ NEXCO東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑥ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 																																																																																																																																																																				
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th><th colspan="2">評価点</th><th colspan="2">配点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td><td colspan="2">どちらの条件も満たす</td><td colspan="2">1.0点</td></tr> <tr> <td colspan="2">②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある</td><td colspan="2">どちらか一方を満たす</td><td colspan="2">0.5点</td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">③どちらも該当なし</td><td colspan="2">0点</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr> </tbody> </table>					評価基準		評価点		配点		①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある		どちらの条件も満たす		1.0点		②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある		どちらか一方を満たす		0.5点		③どちらも該当なし		0点																																																																																																																																											
評価基準		評価点		配点																																																																																																																																																																		
①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある		どちらの条件も満たす		1.0点																																																																																																																																																																		
②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある		どちらか一方を満たす		0.5点																																																																																																																																																																		
③どちらも該当なし		0点																																																																																																																																																																				
		<p>◇留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。 ② なお、履行が確認できない場合については、工事請負契約書第26条の2（評価項目未履行の場合の措置）の取扱いに基づき対応するものとする。 																																																																																																																																																																				